

## 教員免許制度に関する基礎資料

1. 免許状の種類別の教員構成
2. 学歴区分別の教員構成
3. 免許状の授与件数
4. 3のうち二種免許状から一種免許状への上進による取得件数
5. いわゆる12年指定制度による一種免許状の取得状況
6. 免許状の種類別の認定課程を有する大学等数
7. 養成機関別の免許状取得者数及び教員就職者数
8. 公立学校教員の受験者及び採用者の学歴別内訳

---

(参考) 二種免許状に関する関連答申、二種免許状の免許法上の位置付け等

別表第三 (第六条関係)

# 教員免許制度に関する基礎資料

## 1. 免許状の種類別の教員構成

(割合: %)

校種	免許状の種類	元年度	4年度	7年度	10年度	13年度
		割合	割合	割合	割合	割合
幼稚園	専修	-	-	-	0.2	0.2
	一種	14.8	15.8	18.8	19.1	19.7
	二種	78.7	78.3	75.0	75.2	74.6
小学校	専修	-	0.2	0.4	0.9	1.4
	一種	68.8	71.9	77.2	78.4	79.8
	二種	28.6	25.1	19.8	18.4	16.5
中学校	専修	-	0.5	0.9	1.7	2.7
	一種	89.6	90.0	92.0	91.3	90.7
	二種	9.0	8.1	6.8	6.7	6.2
高等学校	専修	26.9	27.5	30.9	27.5	24.5
	一種	72.5	71.8	68.5	71.6	74.5
盲学校	専修	-	0.6	0.2	0.6	0.3
	一種	9.0	7.8	8.7	6.2	7.5
	二種	13.2	10.2	9.8	10.9	11.7
聾学校	専修	-	0.2	0.3	0.6	0.9
	一種	18.8	15.8	14.4	13.9	13.1
	二種	18.8	16.5	14.9	15.1	16.8
養護学校	専修	-	0.4	0.6	1.3	1.7
	一種	31.4	32.3	33.2	32.9	33.6
	二種	18.8	17.3	17.1	17.1	18.0

- (注) 1. 対象は、国・公・私立の教員。  
 2. この他に臨時免許状、特別免許状等があるため、割合の合計は100%とならない。また盲学校、聾学校、養護学校については、当該学校種の免許状を保有していない者がいる(免許法附則第16項)ことから、100%とならない。  
 3. 「-」の項目については、データ無し。

(出典: 学校教員統計調査)

## 2. 学歴区分別の教員構成

(割合：%)

校種	学歴区分	元年度	4年度	7年度	10年度	13年度
		割合	割合	割合	割合	割合
幼稚園	大学院	0.7	0.8	0.7	0.9	0.9
	大学	10.2	10.2	10.9	12.7	14.4
	短期大学	85.6	86.5	85.9	84.3	82.9
	その他	3.5	2.5	2.5	2.1	1.8
小学校	大学院	0.6	0.7	1.0	1.5	2.0
	大学	73.9	78.4	80.7	81.6	82.5
	短期大学	22.8	20.0	17.8	16.5	15.2
	その他	2.7	0.9	0.5	0.4	0.3
中学校	大学院	1.8	1.8	2.5	3.1	4.1
	大学	85.0	87.8	88.3	88.5	88.3
	短期大学	12.3	9.8	8.9	8.0	7.4
	その他	0.9	0.6	0.3	0.2	0.2
高等学校	大学院	6.5	8.2	7.8	9.2	10.8
	大学	89.4	88.7	89.3	88.1	87.0
	短期大学	3.3	2.5	2.0	1.9	1.5
	その他	0.8	0.6	0.9	0.8	0.7
盲学校	大学院	2.4	2.6	3.4	3.8	4.6
	大学	84.8	86.6	87.2	87.3	87.3
	短期大学	12.0	10.4	9.0	8.5	7.7
	その他	0.8	0.4	0.4	0.4	0.4
聾学校	大学院	2.0	2.9	4.0	4.0	5.6
	大学	79.8	83.0	85.6	86.0	86.1
	短期大学	14.2	12.0	8.6	8.3	7.2
	その他	4.0	2.1	1.8	1.7	1.1
養護学校	大学院	1.9	2.2	2.6	3.3	3.7
	大学	84.4	86.6	87.8	88.3	88.4
	短期大学	12.4	10.7	9.3	8.1	7.6
	その他	1.3	0.5	0.3	0.3	0.3

(注) 対象は、国・公・私立の教員。

(出典：学校教員統計調査)

### 3. 免許状の授与件数

校種	年 度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
幼稚園	専 修	141	172	158	201	221
	一 種	5,389	6,126	6,000	6,677	7,600
	二 種	34,314	32,783	32,824	33,447	34,654
小学校	専 修	1,562	1,666	1,660	2,177	2,940
	一 種	19,966	18,335	17,583	17,241	16,427
	二 種	5,000	4,423	4,449	4,572	5,250
中学校	専 修	5,400	5,519	5,700	6,085	6,529
	一 種	53,270	51,993	47,141	46,351	43,032
	二 種	8,623	7,148	5,356	4,828	4,426

### 4. 3のうち二種免許状から一種免許状への上進による取得件数

校種	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
幼稚園	246(78)	183(49)	160(41)	159(25)	146(25)
小学校	3,293(271)	2,020(214)	2,086(117)	2,257(96)	2,163(52)
中学校	351(54)	305(29)	303(19)	433(32)	439(9)

( )は、15年の経験年数のみで上位免許状を取得できる、いわゆる「15年0単位」によるものを内数でしたものである。

### 5. いわゆる12年指定制度による一種免許状の取得状

#### (1). 13年度に指定を行ったもの

学校種	指定件数 (a)	(a)のうち一種免許状取得に要した期間			
		指定後   1年以内	1年超   2年以内	2年超   3年以内	未取得
小学校	230	23	46	114	47
中学校	43	1	8	17	17

#### (2). 14年度に指定を行ったもの

学校種	指定件数 (a)	(a)のうち一種免許状取得に要した期間		
		指定後   1年以内	1年超   2年以内	未修得
小学校	219	29	31	159
中学校	53	5	11	37

#### (3). 15年度に指定を行ったもの

学校種	指定件数 (a)	(a)のうち一種免許状取得に要した期間	
		指定後   1年以内	未修得
小学校	232	28	204
中学校	52	3	49

## 6. 免許状の種類別の認定課程を有する大学等数

(平成16年4月1日時点)

区分		大学 等数	認定課程を有 する大学等数	免許状の種類別の認定課程を有する大学等数							
				幼稚園	小学校	中学校	高等学校	盲学校	聾学校	養護学校	養護教諭
大 学	国立	87	77 (88.5%)	49	51	70	77	5	9	51	20
	公立	77	42 (54.5%)	3	3	31	38			1	12
	私立	545	417 (76.5%)	66	44	366	413			41	24
	計	709	536 (75.6%)	118	98	467	528	5	9	93	56
短 期 大 学	国立	12	(0.0%)								
	公立	45	14 (31.1%)	9		11					1
	私立	451	263 (58.3%)	200	33	153				1	25
	計	508	277 (54.5%)	209	33	164	0	0	0	1	26
合 計		1,217	813 (66.8%)	327	131	631	528	5	9	94	82
大 学 院	国立	87	80 (92.0%)	50	51	72	80	5	10	48	18
	公立	66	32 (48.5%)		2	27	31				5
	私立	392	278 (70.9%)	25	24	234	274			4	10
	計	545	390 (71.6%)	75	77	333	385	5	10	52	33
専 攻 科	国立	30	29 (96.7%)				1	1	5	27	
	公立	1	1 (100.0%)		1						
	私立	45	36 (80.0%)	8	9	28	34				2
	計	76	66 (86.8%)	8	10	28	35	1	5	27	2
短 期 大 学 専 攻 科	国立	9	(0.0%)								
	公立	20	1 (5.0%)	1							
	私立	176	31 (17.6%)	27	4	8					1
	計	205	32 (15.6%)	28	4	8	0	0	0	0	1
養 成 機 関	国立	7	7					1			6
	公立	10	10	1							9
	私立	37	37	37	2						1
	計	54	54	38	2	0	0	1	0	0	16

(注) 養成機関とは、指定教員養成機関の略で、免許法第5条及び同条別表第1備考第3号に基づき、文部科学大臣が需給の状況等も勘案しながら、教員養成機関として適当と認め、指定した機関である。

(教職員課調べ)

## 7. 養成機関別の免許状取得者数 及び教員就職者数

(平成15年6月1日現在)

区 分	卒業者数	免許状取得者 実数	教員免許状取 得率	教員就職者数 (正規)	教員就職率 (正規)
	(A)	(B)	(B) / (A)	(C)	(C) / (B)
教員養成大学・学部 (新課程を含む)	17,594 [2.9]	13,924 [12.6]	79.1%	2,734 [17.3]	19.6%
一般大学・学部	462,243 [75.3]	53,237 [48.2]	11.5%	3,536 [22.4]	6.6%
短期大学及び指定教 員養成機関	73,051 [11.9]	35,762 [32.4]	49.0%	7,991 [50.7]	22.3%
教員養成大学大学 院・専攻科	4,265 [0.7]	2,751 [2.5]	64.5%	940 [6.0]	34.2%
一般大学大学院・専 攻科	56,511 [9.2]	4,678 [4.2]	8.3%	565 [3.6]	12.1%
計	613,664 [100.0]	110,352 [100.0]	18.0%	15,766 [100.0]	14.3%

区 分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校		盲・聾・養護学校	
	免許状 取得者	教員就 職者 (正規)	免許状 取得者	教員就 職者 (正規)	免許状 取得者	教員就 職者 (正規)	免許状 取得者	教員就 職者 (正規)	免許状 取得者	教員就 職者 (正規)
教員養成大学・学部 (新課程を含む)	2,789 [7.2]	252 [2.7]	10,010 [56.7]	1,611 [57.9]	11,657 [22.9]	516 [37.2]	10,552 [16.1]	186 [11.3]	1,851 [57.2]	120 [39.2]
一般大学・学部	4,529 [11.7]	1,285 [13.6]	4,890 [27.7]	732 [26.3]	31,776 [62.3]	514 [37.0]	48,510 [74.2]	897 [54.7]	880 [27.2]	47 [15.4]
短期大学及び指定教 員養成機関	31,321 [80.7]	7,902 [83.5]	1,419 [8.0]	4 [0.1]	2,800 [5.5]	6 [0.4]	0 [0.0]	0 [0.0]	24 [0.7]	18 [5.9]
教員養成大学大学 院・専攻科	84 [0.2]	14 [0.1]	1,165 [6.6]	381 [13.7]	1,930 [3.8]	242 [17.4]	2,030 [3.1]	186 [11.3]	451 [13.9]	101 [33.0]
一般大学大学院・専 攻科	88 [0.2]	6 [0.1]	162 [0.9]	56 [2.0]	2,840 [5.6]	110 [7.9]	4,319 [6.6]	370 [22.6]	32 [1.0]	20 [6.5]
計	38,811 [100.0]	9,459 [100.0]	17,646 [100.0]	2,784 [100.0]	51,003 [100.0]	1,388 [100.0]	65,411 [100.0]	1,639 [100.0]	3,238 [100.0]	306 [100.0]

(注) 1 上記「教員免許状取得率」及び「教員就職率」以外の下欄の数は縦計に対する比率

2 卒業者数は、課程認定を受けている学科等の卒業者

3 上段の表には養護教諭への就職者が含まれるため、上段と下段の合計数は一致しない。

(教職員課調べ)

## 8. 公立学校教員の受験者及び採用者の学歴別内訳

(平成16年度)

区 分		小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護学校	養護教諭	計
受 験 者 数 (人)	教員養成大学・学部	21,185 (42.0%)	9,094 (16.9%)	3,851 (9.1%)	1,934 (31.7%)	1,487 (19.2%)	37,551 (23.4%)
	一般大学	22,625 (44.8%)	36,779 (68.3%)	31,608 (74.9%)	3,335 (54.7%)	2,188 (28.3%)	96,535 (60.2%)
	短期大学	3,964 (7.9%)	3,262 (6.1%)	79 (0.2%)	256 (4.2%)	3,925 (50.7%)	11,486 (7.2%)
	大学院	2,672 (5.3%)	4,736 (8.8%)	6,668 (15.8%)	569 (9.3%)	140 (1.8%)	14,785 (9.2%)
	計	50,446 (100.0%)	53,871 (100.0%)	42,206 (100.0%)	6,094 (100.0%)	7,740 (100.0%)	160,357 (100.0%)
採 用 者 数 (人)	教員養成大学・学部	4,956 (47.3%)	1,496 (32.7%)	386 (12.9%)	571 (37.4%)	260 (34.7%)	7,669 (37.8%)
	一般大学	4,586 (43.7%)	2,530 (55.3%)	1,932 (64.7%)	706 (46.3%)	265 (35.4%)	10,019 (49.3%)
	短期大学	317 (3.0%)	40 (0.9%)	38 (1.3%)	49 (3.2%)	208 (27.8%)	652 (3.2%)
	大学院	624 (6.0%)	506 (11.1%)	629 (21.1%)	199 (13.0%)	16 (2.1%)	1,974 (9.7%)
	計	10,483 (100.0%)	4,572 (100.0%)	2,985 (100.0%)	1,525 (100.0%)	749 (100.0%)	20,314 (100.0%)
採 用 率 (%)	教員養成大学・学部	23.4%	16.5%	10.0%	29.5%	17.5%	20.4%
	一般大学	20.3%	6.9%	6.1%	21.2%	12.1%	10.4%
	短期大学	8.0%	1.2%	48.1%	19.1%	5.3%	5.7%
	大学院	23.4%	10.7%	9.4%	35.0%	11.4%	13.4%
	計	20.8%	8.5%	7.1%	25.0%	9.7%	12.7%

(注) 1 「教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。  
短期大学には、指定教員養成機関を含む。

2 ( )内は構成比(%)を示す。

3 採用率(%) = 採用者数 / 受験者数

## 1：二種免許状に関する関連答申

### ◆教育職員養成審議会答申（昭和62年）（抜粋）

短期大学卒業程度を基礎資格とする免許状については、短期大学が教員養成に果たしている役割にかんがみ、これを存続することとし、「初級免許状」を設けることとする。この免許状は、標準免許状との比較において、教員としてなお一層の資質能力の向上が必要であり、更に研鑽が望まれることを示すものとする。

（中略）

初級免許状を有する者で教員として勤務するものについては、できる限り早く標準免許状を取得することが強く望まれることから、15年以内に標準免許状を取得させるものとする措置を講じる必要がある。その間に標準免許状を取得することができない者の扱いについては、特別に配慮する措置を講じる必要がある。

## 2：二種免許状の免許法上の位置付け等

### ◆教育職員免許法（昭和二十四年五月三十一日法律第四百七号）（抄）

#### 第九条の二

教育職員で、その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

◆上進制度の特例として、昭和63年の免許法改正により創設されたいわゆる12年指定制度が設けられている。

具体的には、二種免許状を有して採用された教員の一種免許状取得を促進するため、

①採用されてから12年目の、要修得単位数が10単位に逡減した時点で、授与権者が単位を修得する大学の課程等を指定する、

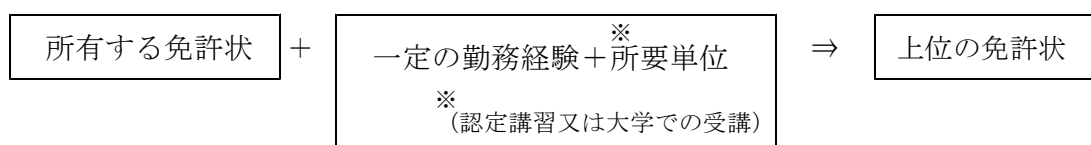
②この指定を受け3年以内（採用後15年以内）に10単位を修得し一種免許状を取得しない場合、要修得単位数が45単位に復活する、

という制度である。12年指定制度の最初の指定者は平成13年4月からである。



(注) 上進制度について

免許法は、大学における養成を原則とし、大学等の教職課程の修了を免許状授与の基本条件としているが、他方で、教員の研修意欲を助長するとともに、その資質向上を図るため、研修の成果が免許状に反映される仕組みを取り入れており、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を取得しうる途を開いているものである。これを「上進制度」と称している。



別表第三（第六条関係）

第一欄		第二欄	第三欄	第四欄	
受けようと する免許状の種類		所要資格	有することを必要とする第一欄に掲げる教員(当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。)の免許状の種類。)	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は当該学校の講師(これらに相当する中等教育学校の前期課程及び後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教員を含む。)として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
		小学校教諭	専修免許状	一種免許状	三
			特別免許状	三	四一
		一種免許状	二種免許状	五	四五
			特別免許状	三	二六
		二種免許状	臨時免許状	六	四五
中学校教諭	専修免許状	一種免許状	三	一五	
		特別免許状	三	二五	
	一種免許状	二種免許状	五	四五	
	二種免許状	臨時免許状	六	四五	
高等学校教諭	専修免許状	一種免許状	三	一五	
		特別免許状	三	二五	
	一種免許状	臨時免許状	五	四五	
幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	三	一五	
	一種免許状	二種免許状	五	四五	
	二種免許状	臨時免許状	六	四五	

## 備考

- 一 実務の検定は第三欄により、学力の検定は第四欄によるものとする（別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の場合においても同様とする。）
- 二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあっては所轄庁と、私立学校の教員にあってはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする（別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする。）
- 三 第三欄の「第一欄に掲げる教員」には、これに相当するものとして文部科学省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、その者についての第三欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。
- 四 専修免許状に係る第四欄に定める単位数のうち十五単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする（別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第四欄においても同様とする。）
- 五 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第四欄に定める単位数は、短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる（別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする。）
- 六 第四欄の単位数の（第四号に規定するものを含む。）は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもって替えることができる（別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第四欄の場合においても同様とする。）
- 七 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者（小学校教諭の特別免許状を有する者でこの表の規定により小学校教諭の一種免許状の授与を受けようとするものを除く。）について、第三欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部科学省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる（別表第六及び別表第六の二の場合においても同様とする。）
- 八 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの（幼稚園の教員を除く。）の免許管理者は、当該十二年を経過した日（第十号において「経過日」という。）から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、

一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験（次号及び第十号において「大学の課程等」という。）の指定を行う。

九 前号に規定する者を任命し、又は雇用する者は、前号の規定により指定される大学の課程等において当該者が単位を修得することができる機会を与えるように努めなければならない。

十 第八号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して三年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、第七号の規定にかかわらず、当該日の翌日以降は、第四欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。